　次の通り一般競争入札を行いますので、公告します。

　令和５年１１月２７日

関西５府県連携教育旅行誘致事業実行委員会　会長　西田　剛

第１　競争入札に付する調達の内容

１　業務の名称

　関西５府県連携香港向け訪日教育旅行ファムトリップ実施業務

２　業務の内容

香港の教育旅行関係者を対象に、関西への教育旅行の誘致促進を図るべく、関西の学校視察をはじめとした教育旅行関連施設等や多彩な観光資源を紹介するファムトリップを実施する。

※詳細は仕様書によります。

３　契約期間

契約の日から令和６年１月３１日まで

第２　入札方法

　　入札は、総計金額で行います。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

　　入札は、郵送による入札（簡易書留に限ります）とします。

　　その他詳細は入札説明書によります。

第３　競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる⑴から⑷までの条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

　⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当していない者であること。

　⑵　奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でない者であること。

　⑶　この公告に係る契約締結年度を除き過去５年間に国又は地方公共団体（協議会等を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。

第４　競争入札参加資格審査

　　この一般競争入札に参加を希望する者は、第３に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第５の⑴で示す期日までに、競争入札参加資格確認申請を行うとともに、入札説明書３で示す書類を奈良県観光局観光プロモーション課万博誘客・新市場開発係（第６の⑴で示す場所）に提出しなければなりません。

第５　入札日程

1. 競争入札参加資格確認申請：令和５年１１月３０日（木）１２時締切
2. 入札書の提出：令和５年１２月１１日（月）１０時締切
3. 開札：令和５年１２月１１日（月）１０時以降

第６　問い合わせ等

１　入札手続き等に関する問い合わせ先、契約を担当する部課

関西５府県連携教育旅行誘致事業実行委員会　個別事業担当

　　（奈良県観光局観光プロモーション課万博誘客・新市場開発係）

　　　住　所　〒６３０－８５０１　奈良市登大路町３０番地

　　　電　話　０７４２－２７－８５５３

メール 　[kanko@office.pref.nara.lg.jp](mailto:kanko@office.pref.nara.lg.jp)

２　入札説明会の開催

　　　 実施しません

３　仕様書等に関する質問

　質問の受付：令和５年１２月１日１２時締切

　回答：令和５年１２月５日以降

第７　その他

１　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

２　入札保証金

一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額の１００分の５に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第４条第１項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

３　契約保証金

契約の相手方は、契約金額の１００分の１０に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第１９条第１項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは、免除します。

４　入札者に要求される事項

1. この一般競争入札に参加を希望する者は、令和５年１１月３０日（木）１２時までに郵送または持参により競争入札参加資格確認申請書（様式１）を提出するとともに契約履行実績報告書（様式２）、報告書に記載された契約の契約書の写し又は契約相手方による契約証明書を提出しなければなりません。

　なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

1. 入札者は、郵送（簡易書留に限る）により入札してください。
2. 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

５　入札の無効

奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）第７条に該当する入札及び第３に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札は無効とします。

６　契約書作成の要否

　　要します。

７　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

８　入札手続きの停止等

入札を取りやめる必要があると認められる場合には、この入札手続きについて停止等の措置を行うことがあります。その場合、当実行委員会は、手続きの停止等によって生じた損害を賠償する責任を負わないものとします。

９　契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められる時は、契約を締結しないものとします。

1. 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店または営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3法律第77号。以下「法」といいます。）第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
2. 暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
3. 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
4. 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
5. ⑶及び⑷に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
6. この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下、「下請契約等」といいます。）にあたって、その相手方が⑴から⑸までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
7. この契約に係る下請契約等にあたって、⑴から⑸までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑹に該当する場合を除きます。）において、当実行委員会が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10　契約の解除

契約締結後、契約者について９の⑴から⑺までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当実行委員会に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、９の⑴、⑶、⑷及び⑸中、「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

11　その他

1. 契約条項等に関することは、第６の１にお問い合わせください。
2. その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。